地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年3月26日

横浜市契約事務受任者環境創造局長 小林 正幸

- 1 契約の概要 金沢ポンプ場し渣搬送装置等緊急応急措置工事
- 2 履行(納品)場所金沢区海の公園8番地ほか1か所
- 3 契約日令和元年9月5日
- 4 履行日又は履行期間 令和元年9月5日から令和2年3月31日まで
- 5 契約金額 ¥23,870,000.-(うち消費税及び地方消費税額¥2,170,000.-)
- 6 契約の相手方(名称及び所在) JFE エンジニアリング株式会社 代表取締役 大下 元 横浜市鶴見区末広町二丁目1番地
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

沈砂池設備が集中豪雨により被災し緊急に復旧しないと他の設備に影響を及ぼし金沢区全域と磯子区、港南区の一部からなる金沢処理区の汚水処理や雨水排除を停止しなければならなくなり市民生活に重大な支障を及ぼすため、当該随意契約を行わざるを得ませんでした。

## 8 契約の相手方の選定理由

今回施工対象となる沈砂池設備は日本鋼管(株)が設計・製造・据付を行ったもので、独自の技術により設計・製造し総合的に調整を行い据付まで行われております。そのため復旧においては機器の機能や仕様を熟知した専門の技術者でない施工は行えません。JFE エンジニアリング(株)は日本鋼管(株)から、機器の設計・製造・据付までを専門に引継いだ会社であります。仮に設備を熟知しない他社が施工した場合には、図面等では読み取れないノウハウの不足による工期の長期化や組付けの不具合により機能が発揮されないのはもちろんのこと、事故につながる危険性も高くなります。

したがって、同施設で除塵機修理工事を施工中でもあり、沈砂池設備の機能・仕様を熟知した JFE エンジニアリング(株)と随意契約いたしました。

## 9 所管課

環境創造局下水道施設部南部下水道センター